

## 平成25年度税制改正

### 主な相続税・贈与税関連のあらまし

2013年5月

日本実業出版社

#### ◎教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

30歳未満の子や孫に教育資金を拠出し、金融機関に信託等した場合、受贈者1人当たり1500万円（学校以外は500万円）を非課税とする特例が創設されました。

この特例は、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出される場合に適用されます。

（以下は、平成27年1月1日より適用）

#### ◎相続税の基礎控除額の引き下げ

現行の「5000万円+1000万円×法定相続人数」から「3000万円+600万円×法定相続人数」に変更されます。

#### ◎小規模宅地等の特例の改正

- ・特定居住用宅地等の適用面積の上限が「240㎡」から「330㎡」に拡充されます。
- ・特定事業用宅地等（適用面積の上限400㎡）と特定居住用宅地等の両方に特例を適用する場合の、適用面積の上限が「400㎡」から「730㎡」に拡充されます。

#### ◎相続時精算課税制度の適用要件の改正

贈与者の適用要件が「65歳以上」から「60歳以上」に引き下げられ、受贈者の範囲に「20歳以上の孫」が追加されます。

## ◎相続税、贈与税の税率の見直し

相続税・贈与税とも税率が以下のように見直されます。

### 【相続税】

法定相続分に応ずる取得金額	税率
1,000万円以下の金額	10%
3,000万円以下の金額	15%
5,000万円以下の金額	20%
1億円以下の金額	30%
2億円以下の金額	40%
3億円以下の金額	45%
6億円以下の金額	50%
6億円超の金額	55%

### 【贈与税】

直系尊属から20歳以上の者への贈与（軽減税率）		左以外の贈与（一般税率）	
基礎控除後の価格	税率	基礎控除後の価格	税率
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
400万円以下の金額	15%	300万円以下の金額	15%
600万円以下の金額	20%	400万円以下の金額	20%
1,000万円以下の金額	30%	600万円以下の金額	30%
1,500万円以下の金額	40%	1,000万円以下の金額	40%
3,000万円以下の金額	45%	1,500万円以下の金額	45%
4,500万円以下の金額	50%	3,000万円以下の金額	50%
4,500万円超の金額	55%	3,000万円超の金額	55%

(No.3689『最新 相続・贈与かしこい節税の実際』⑮、  
No.4966『最新版 相続・贈与でトクする事典』①)